

## 一般競争入札（事後審査型）公告

(仮称) 坂戸保育園改築工事基本設計及び実施設計業務について、下記のとおり一般競争入札を行うので公告する。

令和4年5月2日

社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会

会長 新井 勇



記

1 入札対象業務	
(1) 業務名	(仮称) 坂戸保育園改築工事基本設計及び実施設計業務委託
(2) 業務箇所	埼玉県坂戸市元町21番13号
(3) 契約期間	契約締結日から令和5年2月28日まで
(4) 予定価格	入札執行後に公表する。
(5) 設計金額	金23,433,300円 (消費税及び地方消費税の合計10%を含む。)
(6) 最低制限価格	入札執行後に公表する。
(7) 業務概要	<p>ア 業務内容 (仮称) 坂戸保育園改築工事における基本設計及び実施設計業務</p> <p>イ 業務の仕様等</p> <p>(ア) 新築工事</p> <ul style="list-style-type: none"><li>新築予定建物 敷地面積 2,971.12m<sup>2</sup> 用途 保育園（子育て支援センター併設） 構造 木造・平屋建て 規模 延床面積約1,000m<sup>2</sup></li><li>上記予定建築物の建築、電気設備、給排水衛生設備、空調換気設備、外構整備等の基本設計及び実施設計並びに法令等に基づく申請手続き業務等一式</li></ul> <p>(イ) 解体工事</p> <ul style="list-style-type: none"><li>解体予定建物1 用途 保育園（本体建物） 構造 木造・平屋建て 延床面積 498.5m<sup>2</sup></li><li>解体予定建物2 用途 保育園（給食室棟） 構造 鉄骨造・平屋建て 延床面積 191.1m<sup>2</sup></li><li>解体予定建物3 用途 保育園（離れ） 構造 木造・平屋建て 延床面積 47.0m<sup>2</sup></li></ul>

	<p>・その他上記に付属する建物 一式 改築の為の既存建物解体工事実施設計業務一式</p>
2 落札者の決定方法	<p>本件入札は以下のとおり執行する。</p> <p>(1) 價格競争方式により落札候補者を決定する。（最低制限価格（税抜き）以上、予定価格（税抜き）の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。）</p> <p>(2) 落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否かの審査を行う事後審査方式にて執行する。審査の方法については、「17 入札参加資格の事後審査」のとおりとする。</p> <p>(3) 落札候補者について審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定する。</p> <p>(4) 審査の結果、落札候補者が参加資格を満たしていない場合にはその者がした入札を無効とし、あらためて落札候補者を決定し、審査を行う。以下、落札候補者が入札参加資格を満たすことを確認できるまで同様に審査を行うものとする。</p>
3 仕様書等	<p>坂戸市社会福祉協議会ホームページにおいて閲覧に供する。 <a href="http://sakadoshakyou.jp/">http://sakadoshakyou.jp/</a> 「新着情報」</p> <p>ただし、解体予定である現坂戸保育園に係る設計図書の閲覧については下記のとおりとする。</p> <p>(1) 閲覧期間 公告の日から 令和4年6月6日（月）まで (土曜・日曜・祝日を除く)</p> <p>(2) 閲覧時間 9：00から16：30まで</p> <p>(3) 閲覧場所 埼玉県坂戸市大字石井2327番地6 坂戸市社会福祉協議会 事務局 (坂戸市福祉センター内)</p> <p>(4) その他 閲覧を希望する者は、閲覧希望日の前日17時00分まで（閲覧希望日の前日が土曜・日曜・祝日にあたる場合は、その前日）に、下記メールアドレスに連絡を行うこと。 メールアドレス : sakadoshakyouhoiku@sakadoshakyou.jp ※送信後、必ず到達の確認を行ってください。 確認連絡先 : 049-283-1597</p>
4 競争参加資格確認申請書の提出	<p>本件入札に参加を希望する者は、以下の期限内に競争参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けるものとする。なお、確認項目は、11（1）・（2）に記載した項目とする。</p> <p>(1) 提出期限 令和4年5月16日（月）15時00分まで</p> <p>(2) 提出方法 電子メール メールアドレス : sakadoshakyouhoiku@sakadoshakyou.jp</p> <p>(3) 提出書類 競争参加資格確認申請書</p>
5 仕様書等に関する質問	仕様書等について質問のある者は、次により行うことができる。質問書の題名、説明要求内容には、特定の企業名や個人名

	<p>を記入しないこと。</p> <p>(1) 質問期間 競争参加資格確認申請書を提出し、その確認を受けた日から 令和4年5月24日（火）17時00分まで</p> <p>(2) 質問方法 所定の様式に記入の上、電子メールで送信 メールアドレス：sakadoshakyouhoiku@sakadoshakyou.jp ※送信後、必ず到達の確認を行ってください。（土曜・日曜・祝日を除く） 確認連絡先：049-283-1597</p>
6 質問に対する回答	<p>質問に対する回答の方法は次のとおりとする。</p> <p>(1) 回答時期 令和4年5月30日（月）13時00分から</p> <p>(2) 回答方法 競争参加資格確認申請書を提出し、本件入札に参加資格のある者として確認を受けた者全員に電子メールで回答する。</p>
7 入札日等	<p>(1) 日時 令和4年6月7日（火）14時00分</p> <p>(2) 場所 埼玉県坂戸市大字石井2327番地6 坂戸市福祉センター 2階会議室</p> <p>(3) 方法 入札書及び入札金額見積内訳書を社名入り封筒（サイズは問わない。）に封入、封緘し、入札案件名・宛名（坂戸市社会福祉協議会会长 あて）を明記の上、封印をし、入札執行者の指示に従い上記日時に入札箱に投函する。 ※代理人による入札の場合は、入札日当日必ず所定の委任状を持参すること。</p>
8 入札保証金	免除とする。
9 開札日時	入札後、ただちに開札する。
10 入札に参加できる者の形態	単体の法人又は個人
11 入札に参加する者に必要な資格	
(1) 資格者名簿への登録	令和3・4年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿又は令和3・4年度坂戸市競争入札参加資格者名簿に登載されている者であり、「建築関連コンサルタント」の資格審査を受けた者とする。
(2) 所在地	埼玉県又は坂戸市に対して契約権限を有する本店又は営業所等（以下「申請事業所」という。）が埼玉県内に所在する者であること。
(3) 業務を行うための資格	申請事業所が建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。なお、入札日時点で有効な建築士事務所登録を要す。
(4) 業務実績	平成25年4月1日から令和4年3月31日までに社会福祉施設の設計業務の履行実績を有すること。
(5) 配置予定の技術者	本件業務の履行について、次の基準を満たす技術者を配置すること。

	<p>ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に定める一級建築士の資格を有する者。</p> <p>イ 入札参加者が法人の場合は、当該入札参加者と直接的な雇用関係を有する者。</p>
(6) その他の参加資格	<p>ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>イ この業務委託の公告の日から落札決定までの間に、埼玉県又は坂戸市で入札参加停止（指名停止を含む）措置等の除外措置を受けていないこと。</p> <p>ウ 自社又は自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。</p> <p>エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>オ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（埼玉県「資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。</p> <p>カ 当法人の理事が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業でないこと。</p> <p>キ 社会保険等（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）への加入状況が加入又は適用除外で未加入の保険がない者であること。</p>
12 契約保証金	<p>(1) 落札者は契約金額の10分の1以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額（ウにあっては、保証金額）と同額とする。</p> <p>ア 利付国債 イ 埼玉県債 ウ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）の保証</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 保険会社との間に当法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者 イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と当法人を債権者とする工事履行保証契約を締結した者</p> <p>(4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出</p>

	を受けることにより還付する。ただし、契約者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。
13 契約条項等	(1) 経理規程及び約款は、坂戸市社会福祉協議会ホームページにおいて閲覧に供する。 (2) 契約は、落札候補者に対する事後審査の結果、入札参加資格を満たし、落札者と決定した者について、社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会定款及び定款施行細則の規定に基づく理事会での承認を受けた後に、書面で締結するものとする。 (3) 前項の理事会の承認が得られなかった場合でも、坂戸市社会福祉協議会及び落札者とも一切の損害賠償等の責めは負わないものとする。
14 支払条件	
(1) 前金払	有（委託金額の30%以内の額を請求することができる。ただし、1万円未満の端数は切り捨てる）。
(2) 部分払	無
15 業務説明会	無
16 入札に関する注意事項	
(1) 入札の執行	ア 1者入札であっても入札を執行する。 イ 代理人が入札を行う場合は、入札日当日に入札委任状を提出すること。委任者の印は、法人にあってはその権限を有する者の印とし、代理人の印は認印でも差し支えない（入札委任状の様式は、当法人が用意した様式を使用すること）。
(2) 入札書に記載する金額	ア 金額は算用数字で記入し、頭部に¥を付記すること。 イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ウ 入札書への金額その他の記載は、ボールペン、インク等の消えにくい筆記具を用いること。鉛筆書きは無効とすることがある。 エ 記載事項を修正する場合は、二重線で消し、その部分に入札者の押印をすること。ただし、入札金額の訂正はできない。修正液又は修正テープ等で修正された入札書は、無効とする。
(3) 入札書に添付する書類	入札金額見積内訳書（入札書を入れた封筒に同封すること）
(4) 再度入札	入札前に設計額を公表するため、再度入札は行わない。
(5) 入札の辞退	4の競争参加資格確認申請書の提出により参加資格を有する者として確認を受けた後の入札辞退については、入札辞退届の提出による（入札辞退届の様式は、当法人が用意した様式を使用すること）。
(6) 独占禁止法など関係法令の遵守	この入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第

	45号)、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)その他関係諸法令等に違反する行為を行つてはならない。不正行為の事実があつたことが明らかとなつた場合は、契約締結後であつても当該入札を無効とし又は契約を解除し、違約金を求めることがある。
(7)くじ	落札候補者とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、くじにより、落札候補者を決定する。
(8)入札の無効	<p>次のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>ア 入札に参加する資格を満たしていない者がした入札  イ 参加資格審査のために行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者がした入札  ウ 郵便、電報、電話及びファクシミリ又は電子メール等の電子媒体により入札書を提出した者がした入札  エ 入札金額見積内訳書を提出しない者がした入札  オ 入札金額見積内訳書の合計金額が入札書に記載した金額と一致しない者がした入札  カ 不備のある入札金額見積内訳書を提出した者がした入札  キ 談合その他不正行為があつたと認められる入札  ク 虚偽の一般競争入札(事後審査方式)参加資格確認申請書を提出した者がした入札  ケ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札  コ 次に掲げる入札をした者がした入札  (ア) 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの  (イ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの  (ウ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの  (エ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの  サ その他公告に示す事項に反した者がした入札</p>
17 入札参加資格の事後審査	<p>入札の結果、落札候補者となった者は、令和4年6月8日(水)15時00分までに次の書類を提出しなければならない。当該書類を提出しない場合又は提出された書類に不備・不足がある場合は、その者がした入札を無効とする。</p> <p>(1) 一般競争入札(事後審査方式)参加資格確認申請書  (2) 担当予定技術者一覧表(11(5))の基準を満たす資格を証明する書類及び直接的な雇用関係を有することを証明する書類等の写しを添付)。なお、一覧表に記載した技術者は、本件業務に専任である必要はないが、業務に携わる可能性のある者全員を記入すること。  (3) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類  (4) 11(3)に規定する要件を満たす建築士事務所登録の証明書  (5) 11(4)に記載した業務実績が確認できる契約書、設計図書等の写し</p>
18 その他	(1) 入札に際しては、仕様書等及び現場等を熟知のうえ参加

	<p>しなければならない。</p> <p>(2) 提出された一般競争入札（事後審査方式）参加資格確認申請書及び確認書類は返却しない。</p> <p>(3) 落札者が免税事業者の場合、落札決定後、免税事業者届出書を提出すること。</p>
19 この公告に関する問い合わせ先	〒350-0212 埼玉県坂戸市大字石井2327番地6 社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会（坂戸市福祉センター内） 電話：049-283-1597 メールアドレス：sakadoshakyouhoiku@sakadoshakyou.jp